

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	法令の番号	昭和 63 年 12 月 23 日 法律第 99 号				
不利益処分の種類	登録の取り消し又は事業の停止	根拠条項	第 19 条第 1 項				
処 分 基 準	<p>都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 2 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき 3 法第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなったとき <p>(法第六条第一項第二号、第四号から第九号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 二 遊漁船業者で法人である者が第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの 四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から二年を経過しない者 六 遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの 七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの 八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者 九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者 						
	対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次 NO